

カンボジアでの事業展開

2021



Contents

はじめに	3
カントリープロフィール	5
ビジネスエチケット	7
各種規制	11
労働法	20
金融	
税制	30
会計および監査	37

はじめに

Cambodia is a unique country providing extensive opportunities for those willing to spend time to understand the market. Although not without its problems, Cambodia's economy continues to spend and modernize.

While the modern history of Cambodia lingers in the minds of every family, the rebuilding and rediscovery of culture and social structure is a remarkable success story.

この資料は、カンボジアでのビジネス展開に関心をお持ちの方々を支援するために作成されました。本資料は、すべてを網羅しているわけではありませんが、より重要で広範な、そして一般的な疑問に答えることを意図しています。具体的な問題が実務上発生したなら、多くの場合、カンボジアの法令を参照したり、適切でプロフェッショナルなアドバイスを得たりすることが必要でしょう。本資料は2021年7月時点で有効な法令に基づいています。

このガイドが、カンボジアでのビジネスについて学び、理解するための一助となれば幸いです。もし、専門的なサポートが必要な場合は、直接（ronald.almera@kh.gt.com / Toshihiko.takagi@my.gt.com / Daichi.Morimoto@kh.gt.com）にご連絡ください。



Ronald C. Almera
CEO & Partner
Grant Thornton Cambodia



Country profile

カントリープロフィール

過去20年の間に、カンボジアは大きな変遷を遂げ、2015年には低中所得国の地位を獲得し、2030年には高中所得国の地位を獲得することを目標としています。

地理

カンボジアの国土面積は181,035平方キロメートルで、その約20%は農業に利用されています。国境は、タイ、ラオス、ベトナムと接しています。トンレサップ川、バサック川、メコン川の3つの河川は、カンボジアの経済の成功に欠かせない交通手段であり、国土の大半を占めています。

政府

カンボジアは立憲君主制で、選挙によって選ばれる議院内閣制を取っています。国王は国家元首であり、首相はカンボジア王室政府の長です。2004年に父ノロドム・シアヌークが退位し、ノロドム・シアモニが国王に即位しました。フン・センは1985年から首相を務めています。2018年に行われた直近の国政選挙では、カンボジア人民党が国民議会125議席の全てを獲得しました。

経済

衣料品の輸出と観光に牽引され、カンボジア経済は1998年から2019年にかけて平均実質成長率7.7%を維持し、世界で最も急成長した経済国の1つとなっています。

しかし、これらは国際観光の全面停止を引き起こした新型コロナウイルス [COVID-19] の大流行、衣料品、履物、旅行商品の輸出の減少、建設の縮小によって脅かされています。2020年に3.1%縮小したカンボジア経済は、外部環境の改善と政府の前例のない支援に助けられ、今年から4%の成長率で回復に向かうと予想されています。

工業生産は、衣料品、履物、旅行用品部門の回復と軽工業の成長を背景に、2021年に7.1%、2022年に7.0%と力強い成長が見込まれ、農業も持ち直し、2021年に1.3%、2022年に1.2%の成長が見込まれています。サービス業の成長は、2021年に3.3%、旅行規制の緩和により2022年には6.2%に加速すると予測されています。不動産業は、建設業と同様、昨年の縮小から着実に回復すると予想されています。

Sources: Tourism of Cambodia. *Cambodia Geography*. Retrieved from <https://www.tourismcambodia.com/about-cambodia/geography.htm>

Open Development Cambodia. *Government*. Retrieved from <https://opendevlopmentcambodia.net/topics/government/>

Sources: World Bank. (2021, April 14). *The World Bank in Cambodia*. Retrieved from <https://www.worldbank.org/en/country/cambodia/overview>

"Asian Development Outlook 2021: Financing a Green and Inclusive Recovery", 2021

経済

カンボジアは近年、高成長経済国として台頭し、世界中の投資家を魅了しています。カンボジア政府は外国資本を歓迎し、安定した投資環境を構築することに専念しており、様々な分野で長期的な成長機会を提供しています。

自給自足農業から市場ベースの低中所得国へのカンボジアの急速な発展は、建設部門、成長産業である農業及び天然資源部門を刺激する経済の新たな活力によってもたらされました。また、ユネスコの世界遺産に登録されているカンボジアの観光産業も盛んです。

カンボジアの競争優位性は、費用対効果の高い労働力、若い人口、ベトナムとタイの間に位置すること、特惠関税の適用などにあります。このため、カンボジアはグローバル・バリュー・チェーンに参加することができ、企業は「プラスワン」生産戦略を採用し、カンボジアの低コスト生産と特惠・自由貿易アクセスの恩恵を受けて、近隣諸国の既存事業を補完しています。また、首都プノンペンで成長する中産階級をターゲットに、高級店や高級なサービスを提供する国際企業も市場に参入しています。

Sources: "Investing in Cambodia", 2021

ASEAN UP. *Overview of Business in Cambodia*. Retrieved from <https://aseanup.com/business-cambodia/>

Department of Foreign Affairs and Trade - Australia. *Cambodia Market Insights 2021*. Retrieved from <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/cambodia-market-insights-2021.pdf>

主要経済データ

Key economic data

Real GDP growth:

4.2%

GDP (Nominal):

USD 27.24 billion

GDP per capita (Nominal):

USD 1,720

GDP (PPP):

USD 78.07 billion

GDP per capita (PPP):

USD 4,930

GDP by sector:

Agriculture: 22.84%

Industry: 34.67%

Services: 36.21%

Inflation rate:

3.1%

Labour force:

9.2 million

Labour force by sector:

Agriculture: 34.53%

Industry: 27.91%

Services: 37.56%

Unemployment rate:

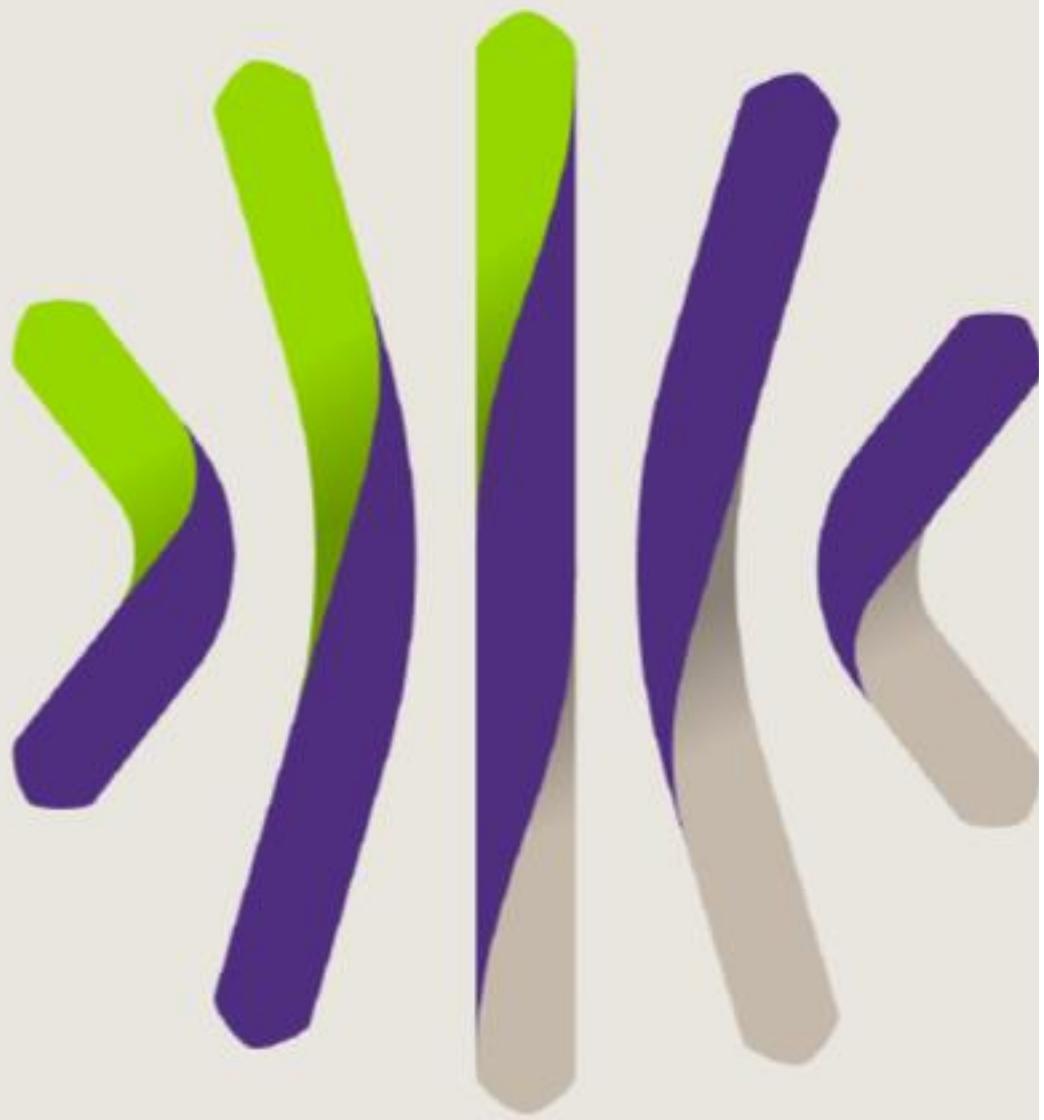
0.31%

Sources: International Monetary Fund. (2021, April). *IMF Data Mapper*. Retrieved from <https://www.imf.org/en/Countries/KHM>

Statista. *Cambodia: Share of economic sectors in the gross domestic product (GDP) from 2010 to 2020*. Retrieved from <https://www.statista.com/statistics/438728/share-of-economic-sectors-in-the-gdp-in-cambodia/>

Statista. *Cambodia: Distribution of employment by economic sector from 2009 to 2019*. Retrieved from <https://www.statista.com/statistics/438733/employment-by-economic-sector-in-cambodia/>

The World Bank. *International Labour Organization Data*. Retrieved from <https://data.worldbank.org/indicator/SL.TLF.TOTL.IN?locations=KH>



Business etiquette

ビジネスエチケット

カンボジアの労働環境は上下関係や敬意に基づくものです。カンボジアは伝統と尊敬の原則に支配され、それがビジネスの進め方にも影響を与えています。

商談・交渉

ビジネスミーティングでは、ヒエラルキーと“顔”がさまざまな形で現れます。例えば、会議では常に一番偉い人が先に入室します。また、会議の場では相手の顔色をうかがい、沈黙を守ることもよくあります。慣れない相手には丁寧に対応し、現地の担当者にリードしてもらいましょう。直接会っての強い交渉はあまり勧められず、むしろ口頭での申し出は参考程度にし、その後、カウンターオファーや数字や条件の根拠を説明し、正式にフォローアップすることが望ましいと言えます。

ビジネス・パートナーシップを成功させるためには、人間関係が重要です。個人とビジネスの両方に基づいた良好な関係を築くために常に時間を投資してください。初回のミーティングはあくまでも「あなたのことを知る」ためのミーティングとして行うべきです。ほとんどの契約は詳細を明確にするためだけでなく、あなたのマナー、動機、コミットメントに測るために数回のミーティングを必要とします。

挨拶

カンボジア人は伝統的に、誰かに会うときに胸の高さで手を合わせます。これは「サム・ピーチ」と呼ばれ、誰かに会うときや別れを告げるときに使われます。この仕草に慣れ親しんだ外国人がお返しをすると、温かく迎えてくれるでしょう。握手は、待ち合わせや出発の際に行われることが多くなっています。握手は通常、同性の間でしか行われません。女性が手を差し伸べてくるのを常に待ち、差し出さなければ少し頭を下げます。

ビジネスの注意点

カンボジア人は礼儀正しいので、あなたが言ったことを十分に理解していなくても笑顔で同意してくれることがあります。これは近隣諸国ほど大きな問題ではなく、笑顔と頷きは通常、あなたが話したことを認めるものであり、必ずしも確固たる合意を示しているわけではありません。誤解を避けるために、丁寧に事柄を説明し、時には現地の同僚がクメール語で説明することが望まれます。現地企業や政府機関と取引する場合は、名刺やサービス・製品マニュアルなどの営業資料を2ヶ国語で用意しておく、より複雑な交渉が可能になります。また、会議の前に議題や関連書類をクメール語に翻訳しておく、双方が何を議論したいのかが明確になり、スムーズです。

言語に関するヒント

カンボジアのビジネスパーソン多くは、高校や大学で英語を使っており、ネットやテレビなどの英語メディアにも囲まれています。しかし、あなたのアクセントに慣れていない可能性があるため、ゆっくりと簡潔に話す必要があります。また、特定の国や地域に特有の英単語を使わないようにし、相手が理解できない場合は、（例えばfootpath, sidewalk, pavementなどの）別の単語を使うようにしましょう。

言語に関するヒント

英語力のある後輩に質問や返答をすることで、年長のカンボジア人の権威を損なうことは失礼に当たります。通訳が必要な場合は、相手と直接話し、アイコンタクトを保つことが礼儀です。

クメール語の会話は、友人と一緒にいるようなカジュアルな場で行うのがベストです。

名刺

カンボジアを訪れる際には必ず名刺を携帯し、商談のたびに名刺を配るようにしましょう。カンボジアで初めて会う人には、両手で名刺を差し出すのが礼儀です。名刺をもらったら、ポケットに詰め込まず、相手の名刺を少し見て、名前を正しく発音し、肩書きを確認することで、「この人と出会えたことを大切に思っている」ということを相手に伝えることができます。相手とのやりとりが終わったら、名刺は財布にしまうなどして敬意を表しましょう。

英語とクメール語の名刺を持っている場合は、クメール語の面を上にして現地の人に渡すのがマナーです。カンボジア人の名前の順番は、姓が先で、名が後です。そのため、カンボジア人の名前を呼ぶときは、名前を呼び、その前に適切な呼び方を付けます。したがって、カンボジアの首相フン・センはMr.SenまたはMr.Hun Senと呼ばれるべきです。

服装

カンボジアの気候は一年中暑いので、ビジネスウェアを選ぶ際にはその点を考慮したほうがよいでしょう。

男性の場合は襟付きの薄手のスーツにネクタイ、女性の場合はスマートなパンツスーツかスカートにブラウスが最適でしょう。

営業時間

カンボジアの通常の勤務時間は、月曜日から金曜日まで、午前8時から午後5時までで、その間に昼休みがあるのが一般的です。現地企業では土曜日の午前中に半日勤務することを義務付けているところもあります。

官公庁は通常、月曜から金曜の7時30分から11時30分までと、14時から17時までとなっています。

食えること、飲むこと

カンボジアでビジネスをする上で、食えること、飲むことは重要な要素です。宴会での乾杯やカラオケは食後の定番です。

食事中にコニャックやウイスキーが出てきたら、乾杯の音頭をとってから飲むのが習慣です。グラスは右手で持ち、左手で支えます。乾杯の返礼は標準的なやり方です。

ギフト

初対面ではあまり贈り物をしないものです。しかし、夕食の席で、あるいは適切なタイミングで、ささやかな記念品を贈れば、必ず喜ばれます。贈り物は、それと一緒に送られる感情ほど重要ではありません。

チョコレートの箱、コニャックのボトル（男性用）、またはあなたの国からの小さなお土産は、あなたが思いやりのある人であることを示すでしょう。

祝祭日

カンボジアには、記念日や仏教に由来する宗教的な祝日など、数多くの祝祭日があります。これらの祝日は、カンボジアの文化、価値観、伝統を理解し、絆を深め、喜びを分かち合うための素晴らしい方法であると市民は考えています。

カンボジア政府は2020年8月26日付政令第131号SD.Pおよび2020年12月3日付プラカス(省令)第397号により、2021年の祝日を以下の21日に定めています。



Date	Holiday
Friday 1 st January	International New Year Day
Thursday 7 th January	Victory over Genocide Day
Monday 8 th March	International Women's Day
Wednesday 14 th April – Friday 16 th April	Khmer New Year Day
Monday 26 th April	Visak Bochea Day
Friday 30 th April	Royal Plowing Ceremony
Saturday May 1 st	International Labor Day
Friday 14 th May	King's Birthday, Norodom Sihamoni
Friday 18 th June	King's Mother Birthday, Norodom Monineath Sihanouk
Friday 24 th September	Constitutional Day
Tuesday 5 th October – Thursday 7 th October	Pchum Ben Day
Friday 15 th October	Commemoration Day of King's Father, Norodom Sihanouk
Friday 29 th October	King's Coronation Day, Norodom Sihamoni
Tuesday 9 th November	Independence Day
Thursday 18 th November – Saturday 20 th November	Water Festival Ceremony



Regulatory environment

各種規制

カンボジアでは、取引や投資を通して経済を活性化させるビジネス上の各種規制を発展させることを目的とし、コーポレート・ガバナンスの枠組みを世界基準に合わせる努力が払われています。

企業及び商業

カンボジアでは、2005年7月19日に会社法（The Law on Commercial Enterprises、以下LoCE）が制定され、個人事業主、パートナーシップ、有限責任会社、外国企業および公開会社に係る運用について規定されました。

LoCEのもとでは投資家は商業省（Ministry of Commerce、以下MOC）に登録および年次申告をしなければなりません。すべての企業はMOCを通して自分たちの名称が他で使われていないことを確認する必要があります。そして、登録したオフィスで用いるすべてのシール、看板、様式、レターヘッドおよび資料に載せられるクメール語の会社名について、様々な資料に記録として保存しなければなりません。

事業体

カンボジアでは以下の事業体や法人が認められています。

・個人事業主

個人事業主とは一人の自然人がすべてを所有し運営する事業体のことです。事業主と事業は法的に分離していません。事業主は事業から生じるすべての義務や負債を負います。

・パートナーシップ

パートナーシップは通常小規模な事業を営むためのもので、会計士、医師および弁護士が好む形態です。パートナーシップには、一般パートナーシップと限定パートナーシップの2種類があります。一般パートナーシップは事業から生じる負債や義務について責任を負う1名以上のジェネラルパートナーにより日々の業務が運営されます。限定パートナーシップには少なくとも1名の業務を執行する一般パートナーがおり、出資の範囲内で義務を負う1名以上の限定パートナーと契約を結びます。

・有限責任会社

有限責任会社（Limited Liability Company、以下LLC）は役員や取締役により管理運営され、資金は株主の出資により提供されます。「有限責任」とは会社の負債に対する株主の責任は限定され、その出資額を超えないことを意味します。

LLCには以下の3つのタイプがあります。

◦ 私的有限責任会社

私的有限会社は2人から30人の株主が必要で、1名以上のカンボジア国籍もしくは外国籍の取締役を設置する必要があります。

私的有限責任会社は株式および証券を公募することはできず、各種類株式につき1つまたは複数の譲渡制限を付すことができます。

会社の商号にはその末尾に「Private Limited Company」もしくは「Ltd」の文字を付けなければなりません。

◦ 単独株主有限会社

単独株主有限会社とは1人の自然人または法人の株主がいて、少なくとも1名の取締役を有する私的有限責任会社です。

単独有限責任会社は株主の承認により株主を増やし、私的有限責任会社になることができます。

◦ 公開有限責任会社

公開有限責任会社（Public limited company、以下PLC）は株式または証券を公募することができます。商号には、その末尾に「Public Limited Company」もしくは「PLC」という文字を付ける必要があります。少なくとも3名の取締役と2名以上の株主がいることが求められます。銀行、保険会社またその他の金融機関は公開有限責任会社として登録しなければなりません。

・外国企業

LoCEに規定されているとおり、外国企業とは外国法に基づき設立され、カンボジア国内に事業の拠点を有し事業を行う法人です。

カンボジアでは外国企業は以下の3つの形態を取ります。

◦ 駐在員事務所

外国人は代表事務所を置き、カンボジア市場に進出したり外国の親会社の製品やサービスを宣伝することができますが、貿易に携わったり、サービスの提供、販売、購入、製造、加工また建設を行うことはできません。

駐在員事務所は以下の行為をすることができます。

- 顧客との接触や親会社への顧客の紹介
- 商業情報の調査と当該情報の親会社への供与
- 市場調査の実施
- 展示会での物品の売り込み、並びに、自らの事務所または展示会でのサンプル及び商品の展示
- 事務所の賃借および現地使用人の雇用
- 親会社の代理として行う現地顧客との契約

事務所の商号は親会社と同じものとし、その商号の前部または上部に「Commercial Representative Office」または「Commercial Relations Office」を付けなければなりません。

◦ 支店

支店は親会社と異なる法人格を有しているわけではなく、したがって親会社は支店の負債や義務を負います。

支店は物品の購入や販売、製造、加工並びに建設といった商業活動を行うことができます。支店名は親会社と同じものとし、その商号の上部か前部に「Branch」という言葉を入れる必要があります。

支店は税務優遇を受けられる適格投資プロジェクト（Qualifying Investment Projects、以下「QIP」）に参加することができません。QIPに参加する資格を持つにはカンボジア国内に会社を設立しなければなりません。

◦ 子会社

子会社とは外国企業の51%以上の出資によりカンボジアに設立された外国企業のことです。子会社は親会社と異なる法人格を有し、パートナーシップ又は有限責任会社として設立することができます。子会社は外国人に禁止されている土地の所有などの業務を除き、内国企業と同じ業務を行うことができます。

外資の制限

カンボジアの法律は外資100%の会社を禁じてはいないので、外国株主への制限はありません。とはいえ、外国の投資家や株主に対していくらかの制限があります。

土地所有

建設法44条および1994年施行の投資法により、外国人はカンボジアで土地を所有することができません。しかし、土地を統制するためのいくつかの選択肢があります。例えば、51%をカンボジア人が保有する内国企業を設立する、カンボジアのパートナーとジョイントベンチャーを設立する、また永借権を取得するなどです。

さらに、外国人投資は以下の業種において投資が禁止されています。

- 向精神剤および非合法薬の製造・加工
- 国際規約または世界保健機関によって禁止され、公衆の健康や環境に影響を及ぼす、毒性を有する化学品、農業用除虫剤・殺虫剤、その他の化学品を使用する薬物の製造・加工
- 外国から輸入される廃棄物を使った電力の加工および生産
- 森林法により禁止されている森林開拓事業

10万米ドル以上の対外投資については、カンボジア王立銀行への事前届出が必要です。

投資インセンティブ

カンボジアは東南アジア諸国の中で最も自由なインセンティブ制度を提供しています。土地の所有を除き、外国人に対する制限はありません。加えて、製品やサービスの価格を固定化しておらず、企業のオーナーに会社運営に関する大幅な権限を与えています。カンボジアの法律も投資家に様々な免税また雇用手当を提供しています。免税に関しては、投資家はプロジェクトの性質によっては最大で8年間の事業所得税の免税を受けられます。さらに、100%の輸出税の免除が認められることもあります。またカンボジアでは、熟練した労働者や管理職が必要なら外国人を雇うことも許可されています。

経済特区

経済特区（Special Economic Zone、以下SEZ）では整ったインフラや通信、合理化された管理や共有化されたサービスが提供されています。設立、登録、ライセンスや雇用はすべて一つの場所で行えます。またこの場所で投資許可、税関検査や輸出入手続を行うこともできます。もっとも重要な点として、経済特区の会社は9年までの税免除、0%の付加価値税（value-added tax、以下VAT）、全部または一部の輸入税免除、そして本国への無料の利益返還が許可されています。

銀行・金融

銀行

中央銀行であるカンボジア王立銀行（National Bank of Cambodia、以下NBC）は銀行システムの唯一の規制機関です。NBCはライセンスの発行および取消しを行い、銀行・金融機関・その他の関係機関の規制および監督を行います。

カンボジアの金融システムは、商業銀行、特別銀行、マイクロファイナンス（microfinance institutions、以下MFIs）、地方信用機関、金融リース会社、第三者金融機関また支払サービス機関からなっています。

商業銀行は預金、ローン、外国為替、また他の基本的な銀行業務を行う権限があります。特別銀行は金融会社と同じように預金業務をすることが許可されていませんが、ローンを提供することができます。MFI s や地方信用機関は一般に貧困層向けとみなされています。

MFI s は様々な条件、とりわけ3年以上の運営を満たしNBCにより別のライセンスを受けない限り、預金業務は行えません。2020年末時点でNBCは6つのマイクロファイナンス（MDI s）に預金業務に係るライセンスを与えています。金融リース会社は公共の土地や建物以外の動産のリースを提供します。現在の支払システムではいくつかの調整がありました。第三者金融機関としての法的形式を得た会社は、支払いサービス、具体的には銀行営業所を利用した送金や送金依頼の受付を行います。一方、支払サービス機関はより広い支払いサービスを提供することができます。カンボジアの銀行は地元で設立された銀行か外国の銀行の支店のどちらかです。外国の銀行は、市場調査や情報収集に限定された活動のみ行える駐在員事務所や連絡事務所を置くことも考えられます。理論的には、駐在員事務所は2年間しか存続できず、1度だけ期間を更新することができます。

2020年の終わりには、52の銀行、14の特別銀行、6つのMDI sを含む81のMFI s、15の金融リース会社、4の第三者金融機関、一つの信用情報機関（Credit Bureau Cambodia）、24の支払サービス機関、そして246の地方信用機関が存在しています。

ライセンス

すべての金融機関は公開会社として設立され、また最低資本金の条件を満たす必要があります。NBCは最近、商業銀行の最低資本金額を引き上げました。投資レベルの格付けのない外国の銀行を親会社に持つ銀行は37.5百万米ドルから75百万米ドルに、一方、投資レベルの格付けのある銀行を親会社に持つ外国の銀行の支店については50百万米ドルに引き上げました。投資レベルの格付けはNBCによってその報告日から1年のあいだ有効とされています。特別銀行についても同じように7.5百万米ドルから15百万米ドルに引き上げました。さらにNBCは、新しく設立されたMFI s や既に存在しているMFI s に対して、以前は最低資本金額として62,500米ドルを設定していましたが、それをかなり上回る1.5百万米ドルに引き上げました。MDI s も2.5百万米ドルから新しい最低資本金額として30百万米ドルの条件を満たさなければなりません。金融リース会社と地方信用機関についてはこれまでと同じ50,000米ドルが求められます。

投資インセンティブ

カンボジアの銀行システムは一般的にまだ発展段階にあると考えられていますが、外国の銀行はこの分野に強い関心を示しており、この国の継続的な経済成長や世界で最も早い経済成長を遂げている地域の一つにあるこの新興市場への新規参入について考慮しています。加えて、現在の法的枠組みは注目すべきインセンティブを提供しています。外資の制限がないこと、ジョイントベンチャーの要求事項がないこと、また高度にドル化されているゆえの最小限の通貨リスクなどが挙げられます。これらはいずれも外国人投資家が隣国で得ることが難しいものです。以下のものもそうです。

- **金利設定の自由化**

NBC は 2009 年 9 月 9 日付で金利設定の自由化に関する省令 No.B7-09-213 Prokor を発行しました。この省令の目的は、銀行や金融機関がそれぞれの能力や金利設定ポリシーに基づき現地通貨や外国通貨の両方における預金やローンの金利を決定する権利を与えることです。

NBC は、金融機関による行き過ぎた利息から消費者を保護し、かつ手ごろなローンを効果的に促進するために、2017 年 3 月 13 日付で貸付利息上限に係る省令 No.B7-017-109 PK を交付しました。この省令は、MFI s、MDI s、また地方信用機関に対して、年 18%を超える貸付利息を設定しないよう求めています。

外国為替

1997年に発行された外国為替管理法で認定された銀行（第5条）を通して「外国為替に関しては何も制限がない」と制定されたものの、認定された銀行は10,000米ドル以上の外国為替についてNBCに報告しなければなりません。居住者は外国通貨を自由に所持することができます（第7条）。

金、カットされていない宝石または他の貴金属の輸出入は自由ですが、さきのNBCへの申告を行う必要があり、観光客による10,000米ドル以上の外国通貨または現地通貨の持ち出しや持ち込みについては、税関に申告する必要があります（第12条・第13条）。

企業間信用も含め、貸付や借入は認定された銀行（第18条）を通して入出金が行われるのであれば、居住者や非居住者との間で自由に契約することができます。

今のところ利益送金や国内でなされた投資資金の送還について特段の規制はありません。

Sources: Bun and Associates. (2021, May 4). *The Banking Regulation Review: Cambodia*. Retrieved from <https://thelawreviews.co.uk/title/the-banking-regulation-review/cambodia>

Council for the Development of Cambodia. *Foreign exchange*. Retrieved from <http://www.cambodiainvestment.gov.kh/investors-information/foreign-exchange.html#>

保険

経済財務省（The Ministry of Economy and Finance、以下MEF）は2014年の保険法にしたがい保険に係る規則を発行したりすべての保険業務を監督および指導したりする管轄当局です。MEFは保険産業や保険の利点に関する公衆意識の発展・支援・促進を目的として保険開発基金を設立することができます。保険産業は、総合保険、生命保険、再保険またマイクロ保険会社、保険仲介、保険代理また損失査定から成っています。

総合保険とは健康保険、自動車保険、火災また傷害保険が含まれ、保険の形態として最も一般的なものです。火災保険に加入するのはほとんどが縫製工場、倉庫またホテルです。カンボジアは発展途上国であり、保険の考え方はここ10年の間に導入されたものであるため、マイクロ保険（低所得者が特定の危険に面したときの保護のためのもの）がカンボジアの保険市場で一定の役割を担っています。

2021年の初めにカンボジア保険協会が出した保険市場に関する報告書によると、カンボジアには16の総合保険会社、11の生命保険会社、5のマイクロ保険会社が存在し、それぞれカンボジアの保険総額において56.1%、41.9%、2%を占めている。2020年にカンボジアのすべての保険会社から支払われた補償総額は37百万米ドルになりました。

ライセンス

保険法のもと、保険会社、保険代理、保険仲介、そして損害査定会社を含むすべての保険事業者はMEFからの認可を得なければなりません。

保険会社には生命保険、総合保険、マイクロ保険、そして再保険会社が含まれます。

保険法では総合保険、生命保険もしくは再保険会社には500万SDR以上を、マイクロ保険会社には生命保険か否かを問わず引受保険料の4分の1、最低でも15万SDR以上を、保険代理会社には5万SDRを、保険仲介会社と損害査定会社には5,000SDRを定めています。

投資インセンティブ

カンボジアは保険市場がまだ新しいにも関わらず、幾つかの落とし穴があるとはいえ、多くの資産を有しています。以下はカンボジアの保険市場における重要な資産を上げています。

- カンボジアでの保険浸透率は人口のたった10%です。そして、カンボジアの中流層はアセアン諸国（the Association of Southeast Asian Nations、以下ASEAN）の中でも急成長中です。
- ここ15年における保険業界の成長率は年20%です。
- リスクを補償するための保険に加入している企業はほとんど無く、通常、借り入れる際に銀行から求められたときに火災保険に加入しています。
- 外国企業の中には世界的な保険契約でカンボジアをカバーしていますが、カンボジアにおけるリスクは正式に認可された保険会社によって引き受けられていなければなりません。
- 現在の法的枠組みは近隣諸国では得られない注目すべきインセンティブを外国人投資家たちに与えています。

Source: Bun and Associates. (2021, April 14). *The Insurance and Reinsurance Law Review: Cambodia*. Retrieved from <https://thelawreviews.co.uk/title/the-insurance-and-reinsurance-law-review/cambodia>

証券市場

証券市場は主に2007年の証券法や政府証券法により規定され、カンボジア証券取引規制局（the Securities and Exchange Regulator of Cambodia、以下SERC）において規制されています。

市場運営者

1999年4月30日にカンボジアがASEANに加盟した際、ASEANの金融セクター開発の恩恵をより受けるために、金融セクターの近代化を目指すことが優先事項となりました。しかし、商業銀行が提供する短期的かつ相互依存的な資金源に頼っていたため、長期的な開発資金を調達するには十分ではありませんでした。商業銀行の金利は比較的高く、融資は担保価値の50%までという制限があります。

これらの課題を克服するために、2011年7月11日にカンボジア証券取引所（the Cambodia Securities Exchange、以下CSX）が正式に発足されました。CSXは、市場運営者、清算・決済施設運営者としての認可を受けています。CSXは、カンボジア王国政府[55%]と韓国取引所[45%]によるジョイントベンチャーです。プノンベン水道公社が国内初の上場企業としてCSXに参加しました。現在、CSXには7社、8債券が上場しています。

今後の上場を促進するため、上場企業は法人税が10%控除される税制優遇措置を受けることができます。

新規株式公開

新規株式公開（IPO）のプロセスを開始する前に、発行者は上記の要件を満たし、目論見書を作成し、発行する株式やその他の証券の量と価格を決定するために発行者に助言する引受人を雇用しなければなりません。

次に、発行体はCSXに対して上場申請を行い、CSXへの上場の可否が判断される必要があります。CSXが発行体の上場適格性を確認した後、発行体はSERCに対してIPOの最終申請を行います。

SERCによるIPO承認後、発行体は証券価格などの条件を準備・提出し、CSX、SERCの承認を受けます。目論見書の登録とSERCによる承認後、新規発行された証券（20%がカンボジアの個人向け、80%が一般向け）は、証券引受会社、ディーラー、ブローカーを通じて一般に募集され、引き受けられます。引受人は、引受期間終了後、未発行の証券を引き受ける必要があります（引受期間がある場合）。IPO終了後、発行者はCSXに登録し、その証券を取引できるようにする必要があります。

証券仲介業者

証券仲介業者は、証券引受、証券取引、証券ブローカー、投資顧問の4つの業種に分類され、それぞれ異なるレベルの活動を行うためのライセンスが定められています。証券引受業者は、自己または顧客のために証券市場で有価証券を取引することができます。さらに、証券引受業者は、証券取引、証券仲介および投資顧問業を営むこともできます。証券取引は、自己の勘定で、自己の責任において有価証券の取引を行うことができます。また、証券ブローカーは、証券仲介および投資顧問業を営むことができます。証券ブローカーは、顧客の委託を受けて有価証券を売買し、手数料を得ます。証券ブローカーは投資顧問業を営むこともできます。投資顧問会社とは、一般投資家に対して、証券投資の意思決定に関する投資顧問サービスを提供する専門会社です。

ライセンス取得

証券会社の免許取得には、資本金、法務、物流、企業、人事など、様々な要件が規定されています。ただし、証券引受業を営むことができる会社は、人的要件を満たせば追加の免許や別の免許を必要とせずに自動的にすべての証券業務を行うことができます。免許の有効期限は2年間で、その後3年ごとに更新されます。

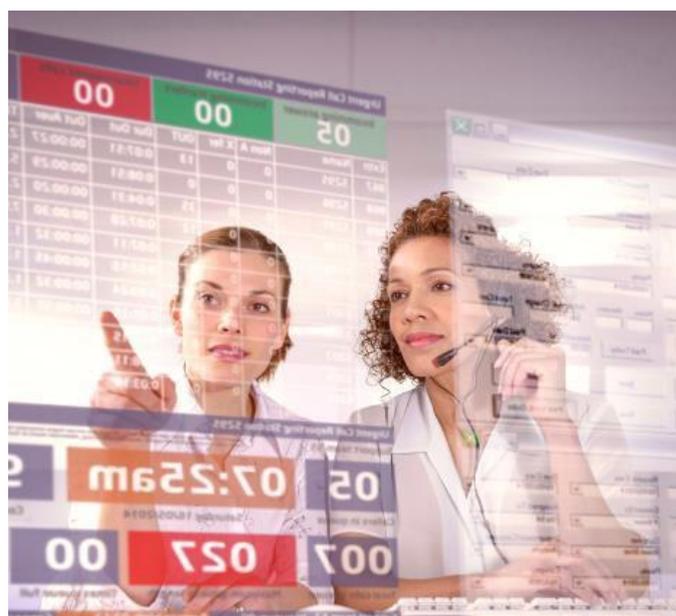
証券引受会社の最低資本金は約1,000万米ドルに設定されています。証券取引会社の最低資本金は約625百万米ドルと定められています。証券ブローカー会社の最低資本金は約150万米ドルに設定されています。投資顧問会社は約100万米ドルの最低資本金を満たす必要があります。投資顧問サービスを提供することを希望する個人は、投資顧問会社のスポンサーとなり、カンボジアの居住者であることが必要です。

2010年以降、SERCは15社の証券会社および投資顧問会社を認可しています。現在、SERCが認可している証券引受会社は7社、証券取引業者は1社、証券ブローカーは4社です。

Sources: DFDL Cambodia. (2017, May 17). *Investment Guide Cambodia : The Securities Markets*. Retrieved from <https://www.dfdl.com/resources/legal-and-tax-updates/investment-guide-cambodia-the-securities-markets/>

Cambodia Securities Exchange. *Frequently Asked Questions*. Retrieved from http://csx.com.kh/news/faq/listPosts.do?MNCD=7070#sec1_2

Bun and Associates. *Cambodia Guides: Securities and Banking*. Retrieved from https://www.bun-associates.com/wp-content/uploads/2018/03/Complinet-Country-Guide-2011-Cambodia-_Securities-Banking.pdf





Labour law

労働法

他の多くの発展途上国と同様、カンボジアは経済成長により雇用が創出され、東南アジア・太平洋地域で最も高い労働参加率を誇っています。

カンボジア労働法及び関連規則は、カンボジア国内で労働が行われる全ての労使関係に適用されます。公共政策上、労働法の下で保証されるいかなる権利や利益も、企業と従業員間の接触やその他の合意により破棄されることはありません。労働法に記載されている手当や保護は最低限の保証として扱われるべきものです。会社はより寛大な条件を提供する自由がありますが、そうする必要はありません。

労働職業訓練省（Ministry of Labour and Vocational Training、以下MLVT）は、労働法を管理・施行する権限を与えられています。

従業員の雇用

カンボジア憲法は、すべての国民を法の下で平等に保護することを保証しています。同じ仕事に従事し、同じ技術と能力を持つ従業員には、不変の特性に関係なく、同じ賃金が支払われるべきです。雇用の前に、すべての従業員は健康診断を受けることが義務付けられています。健康診断の費用は会社の負担とします。

雇用契約

雇用契約の目的は、基本的に雇用関係を法的に成立させることです。雇用契約には有期契約（Fixed Duration Contract、以下FDC）と無期契約（Unfixed Duration Contract、以下UDC）の2種類があります。

実施する作業の契約は、次の場合FDCと定義されます。

- ・契約書があること
- ・契約書に正確な開始日および終了日が記載されていること
- ・契約期間が更新期間を含めて2年以内であること

これらの条件のいずれかが満たされない場合、その契約はUDCと定義されます。2年以上継続して一人の雇用主の下で働いている従業員は、自動的にUDCとなります。

契約がFDCであるための必要条件を満たしていても、更新されずに契約の有効期限を過ぎて作業が続いている場合、その契約は自動的にUDCとなります。

UDCは書面である必要はありませんが、当事者がそれぞれの権利と義務を確実に認識できるよう、書面であることが推奨されます。UDCは労働法【とその関連規則】で定められた最低基準を満たさなければならず、そうでない場合は強制力はありません。しかし、これは当事者がより有利な条件で合意することを排除するものではありません。

賃金、労働時間、夜勤、週休二日制、有給祝日、年次有給休暇、特別休暇など、一定の必須事項を雇用契約書に明示しなければなりません。さらに、雇用主は事業の運営上の必要性または要件に基づき、その他の必要な条件を含めることができます。これらの条項は必要な範囲でのみ追加されるべきで、労働法の必須条項と矛盾してはなりません。

賃金

稼働時間

労働時間は1日8時間、1週間48時間までです。週に一日（連続した24時間）の休みが与えられます。会社の業務上の必要性がない限り、日曜日が休みになります。

時間外労働

会社は、例外的に急を要する仕事について従業員に残業をさせることができます。時間外労働の実施は任意であり、従業員が時間外労働を拒否しても罰せられることはありません。また、雇用主は従業員に時間外労働をさせる前に、労働監督官の許可を得ることになっています。残業が午後10時までに終了した場合、従業員の賃金の150%を支払わなければなりません。残業が午後10時以降、日曜日、または祝日に予定されている場合、会社は従業員の賃金の200%を支払う必要があります。いずれにせよ、残業は一般的に1シフトにつき2時間までとされています。

支払いについて

2018年9月21日、国土交通省は省令No.442を発行し、企業が従業員に月2回の給与を支払うことを以下のように義務付けました。

1回目の支払い：月の第2週に支払われ、その月の実質賃金の50%で構成されます。

2回目の支払い：月の第4週に支払われ、その月の実質賃金の残りの50%に加え、従業員が毎月受け取ることができるFRINGE BENEFITやその他の手当で構成されます。

この支払い方式は、2019年1月から実施されています。

最低賃金

国土交通省は省令33号を発行し、2021年の最低賃金を、繊維・衣服・履物産業の一般労働者について、2020年から2米ドル増の192米ドルに決定しました。これは2021年1月1日から適用されています。

最低賃金は特定の業種にしか定められていないため、多くの企業は比較的自由です。最低賃金の従業員の賃金を設定する場合、企業は以下の点を考慮する必要があります。

- ・労働者とその家族の基本的なニーズ
- ・生活費
- ・インフレーション
- ・生産性
- ・競争力
- ・労働市場
- ・産業の収益性

休日、休暇および福利厚生

有給祝日

国土交通省は毎年、有給休暇の付与日数を決定する祝日を発行しています。日曜日が祝日の場合は、翌月曜日を休日にしなければなりません。当休日について、会社は従業員に通常の賃金を支払わなければなりません。

祝日の間も営業を続けなければならない雇用主は、そのような日に働くことを従業員に要求することができます。従業員が同意した場合、従業員はその日の仕事のために通常の賃金の200%が支払われます。

年次有給休暇

雇用主は従業員に対し、毎月1.5日、年間合計18日の年次有給休暇を与えることが義務付けられています。勤続3年ごとに、従業員はさらに1日の休暇を得られます。

パートタイム従業員（週48時間未満の労働者）には、労働時間に比例した休暇を与えなければなりません。

従業員は入社1年が経ってから有給休暇を消化できることになるため、休暇が滞留してしまいます。そのため、多くの会社では入社1年目での有給休暇取得を認めています。1年未満で雇用契約が終了した場合、従業員は1.5日/月の日数で計算された報酬を受け取ることができます。

会社は、従業員が有給休暇を取得する際、事前に給与を支払うことが義務付けられています。この手当は、従業員が過去12ヶ月間に得た平均賃金で計算され、いかなる場合でも、従業員が働いていた場合の収入を下回ることはできません。

年間12日を超える年次有給休暇は労働契約の終了まで繰り越すことができます。ただし、契約終了後3年以上繰り越すことはできません。

傷病休暇

医師の診断書を提出した従業員の傷病手当金は、以下の基準で支給されます。

- 1ヶ月目：賃金の100%
- 2ヶ月目、3ヶ月目：賃金の60%。
- 4ヶ月目以降：支給しない

さらに、会社は、病気のために中断した出勤手当や年功序列のボーナスを従業員に支払わなければなりません。

雇用主は、病気の従業員を少なくとも6ヶ月間無給で雇用する必要があり、その後は契約を解除することができます。

特別休暇

従業員には、自分の家族に直接影響を及ぼす以下のような出来事について、最大7日間の「特別休暇」を要求する権利があります。

- 従業員本人または子供の結婚
- 従業員の子供の出生
- 配偶者、親、子の死亡または疾病

特別休暇を申請した場合、雇用主は取得した休暇を従業員の年次有給休暇から差し引くことができます。年次有給休暇が残っていない場合、雇用主は取得した休暇を補うために従業員に時間外労働を要求することができます。ただし、時間外労働は1日10時間、1週間54時間を超えてはなりません。

産休・育休

妊娠中の女性は、継続勤務が1年以上であれば、90日間の産休を取得することができます。休暇の開始時期については、出産前か出産後かの制限はありません。

産休期間中、会社は過去12ヶ月間の平均賃金の50%を支払わなければなりません。この支払いは、従業員が休暇を開始する前に行わなければなりません。休暇から復帰後2ヶ月間は、従業員は軽作業に従事することのみが義務付けられています。従業員は、妊娠したことを理由に、または出産休暇中に解雇されることはありません。

年功序列の勲功賞金

国土交通省は、UDCで雇用された従業員に年功序列の給与を支払うよう企業に求める省令No.443を制定しています。FDCで雇用された従業員には年功賃金は支払われませんが、労働協約に別段の定めがない限り、契約期間中に従業員が受け取るはずだった賃金の5%で計算した退職金を受け取る権利があります。

年功賃金は、半年ごとに次のように支給されます。

- 毎年6月に、従業員の賃金およびその他の諸手当の7.5日分を支給する。
- 毎年12月に賃金および諸手当の7.5日分を支給する。
- 2019年1月1日以前に雇用されていた従業員が2019年1月1日以降も引き続き雇用される場合、雇用主は2019年以前に発生した年功賃金も以下のように返還しなければならない。
- 繊維、衣料、履物企業／事業所の場合、雇用主は2019年以降の各年度の基本給の30日分を以下のように返済しなければならない。
 - 15日分の基本給を毎年6月に支払う
 - 毎年12月に15日分の基本給を支払う
- 繊維、衣料、履物部門以外のその他の企業／事業所については、雇用主は2019年以降の各年について、基本給15日分を以下のように返済するものとする。
 - 7.5日間の基本給を毎年6月に支払う
 - 7.5日分の基本給を毎年12月に支払う

勤続1年目において、1ヶ月以上6ヶ月未満継続して勤務した従業員には7.5日の年功序列賃金が与えられます。6ヶ月以上勤務した従業員は、1年間勤務したものとみなされ、15日の年功序列賃金を受け取ることができます。

退職した従業員は、残りの年功賃金を遡って受けることはありません。

国家社会保障基金

独立した公的機関である国家社会保障基金（the National Social Security Fund、以下NSSF）は、法律に従って社会保障制度を管理するために設立され、2008年末に完全に機能するようになりました。

NSSFは従業員8人以上の企業や事業所にのみ適用されます。これらの企業や事業所における労働者とは以下の通りです。

- 労働法の規定で定義される全ての労働者であり、カンボジアの企業や施設で仕事を行う者は、契約の性質、形態、有効性、またはその者が受け取る賃金の種類と金額にかかわらず。
- リハビリテーションセンターに通う研修生、見習い
- 季節的または臨時の労働者

NSSFはまた、国家公務員、公務員法または外交官法が適用されないあらゆる職員、および公務員の臨時職員にも適用されます。

NSSFへの拠出はすべて雇用者によって行われ、すべてのリスククラスまたは業種に適用され、被雇用者の税引き前の月額賃金に基づく想定賃金の0.8%が拠出されます。

NSSFは、労働災害に遭ったすべてのNSSF会員に補償を提供しています。補償の内容は、次のとおりです。

- 治療給付金
- 一時障害給付金
- 介護給付金
- 後遺障害給付金
- 常時出席給付金
- 遺族給付金

負傷した従業員には医療と交通を含む治療給付が提供されます。一時金は、事故後2日目から180日間、日額平均賃金の70%の割合で支給されます。日額相当平均賃金とは、事故前6ヶ月間の平均想定賃金を30日で割ったものです。

年金制度

2021年3月4日、カンボジア政府は、カンボジアにおける老齢、障害、遺族、葬儀手当のための年金制度を実施する政令32号を発行しました。

1名以上の従業員がいる会社は、登録が済んでいないなら、年金制度のためのNSSFに登録しなければなりません。すべての新しい従業員は雇用の日より3日以内に年金制度のためのNSSFに登録しなければなりません。雇用主には社内における従業員の移動について定期的に報告することが求められています。

高齢者

NSSFの会員である従業員は、以下の条件を満たせば、老齢年金を受給することができます。

- 年金制度に加入していること。
- 60歳以上であること。
- 12ヶ月以上年金保険料を支払っていること。

3番目に該当しない者は老齢加算が支給されます。

年金条件をすべて満たす人は、請求権を有する日の3ヶ月前に請求書を作成する必要があります。老齢加算は、60歳到達後1ヶ月以内に請求してください。

無効

NSSFの加入者が会社員で、次の条件を満たした場合、無効となった年金を受け取ることができます。

- 年金制度に加入していること、かつ
- その保険料を無効となった日以前に少なくとも5年分を支払っていること。

無効年金の最低利率は、従業員の拠出賃金の45%です。

無効年金を受け取るための条件を満たしたNSSFの会員は、無効になってから1ヶ月以内に給付請求書に記入する必要があります。無効となった本人が請求できない場合は、法定代理人が代理で請求することができます。

遺族

遺族年金の受給権者は、死亡した老齢年金受給者、障害年金受給者、もしくはNSSF加入者が5年以上年金に加入していた場合にのみ受け取ることができます。遺族年金の受給権者は、死亡後3ヶ月以内に給付請求書を作成する必要があります。

葬祭料

遺族年金の受給権者は、老齢年金受給者または障害年金受給者が死亡した場合、葬祭給付を受けることができます。遺族年金の受給者が葬儀を手配しない場合、葬儀を手配する者に葬儀手当を支給することができます。

葬祭給付の要件は、次のとおりです。

- ・老齢年金受給者または障害年金受給者が死亡した日から 2 週間以内に、NSSFに死亡の通知をすること。

- ・葬祭給付申請書に必要事項を記入し、それに死亡診断書などNSSFが認める書類を添付すること。

NSSFは申請書を受理した日から2週間以内に葬祭給付の支給決定を行います。

葬祭給付の手続および形式は、NSSF 運営委員会の要請により国土交通省の省令で定められます。

支給時期と保険料

老齢年金、障害年金および遺族年金は、月単位で計算されます。NSSFは毎月15日までに第1回目の半月分を、毎月30日までに第2回目の半月分を支払います。

年金拠出は毎月行われます。

雇用主は、年金保険料（雇用者負担分と従業員負担分）を翌月の15日までに提携銀行のNSSFの口座に支払わなければなりません。雇用主が年払いを希望する場合は、NSSFに許可を得ることができます。

任意加入の年金

次のいずれかに該当するNSSF加入者は、NSSFに対して任意加入の年金制度に参加するために申し込むことができます。

- 60歳前に仕事を失い、保険料を払い続けることができる。
- 60歳を過ぎても保険料を払い続け、強制加入の老齢年金よりも多くの老齢年金を受給したい。
- 強制加入の上限賃金より高い所得がある。上限賃金は政令で定められる。

この制度における拠出率は、強制拠出制度の拠出率と同じです。拠出金額は、本人の希望する金額によって支払われます。

60歳前に失職した会員で、拠出金を払い続けることができる者の拠出希望額は、失職した日から過去6ヶ月間の前歴賃金と同額に決定されます。

条件1または2を満たすNSSF加入者は、本制度への拠出を少なくとも6ヶ月行わなければなりません。

条件3を満たすNSSF加入者については、包括的な金融システムを通じて実施されます。

契約終了

一般的に、FDCは契約で定められた期間の終了時に終了します。FDCは以下の場合にのみ早期に終了させることができます。

- 両当事者が合意し、書面を作成し、労働検査官立会いのもとで署名した場合
- いずれかの当事者による重大な違法行為があった場合
- 天災地変により契約の履行が不可能となった場合

この規則に違反する雇用主による解雇は、その従業員に契約に基づく残りの給与を支払う権利を与えることとなります。

この規則に違反して従業員が退職した場合、契約解除に伴う損害賠償を会社に支払わなければなりません。

損害賠償の金額は、状況によって異なり、判断が難しい場合があります。

雇用主は従業員の適性や行動に関するいかなる理由でも、または会社の要求に基づいて、UDCを終了させることができます。

会社の財政悪化は契約終了の正当な理由となります。従業員はいかなる理由でもUDCを終了させることができます。

通知期間

会社はFDCの有効期間満了および不更新の通知を以下のように行う必要があります。

- 6ヶ月以上12ヶ月未満：有効期間終了の少なくとも10日前まで
 - 1年以上：有効期間終了の少なくとも15日前まで
- 従業員への事前通知を行わなかった場合、FDCは当初の契約と同じ期間で更新されることとなります。その更新が2年を超えるものである場合、その契約はUDCとみなされます。

UDCを終了する場合、雇用者と従業員の双方が書面で事前に通知する必要があります。

通知期間は継続勤務期間によって以下のように決定されます。

- 勤続6ヶ月未満：7日
- 勤続6ヶ月以上5年未満：15日
- 勤続5年以上10年未満：2ヶ月
- 勤続10年以上 3ヶ月

通知期間中、各当事者は自己の職務を遂行する義務を負います。

雇用主が適切な通知期間を守らずに契約を終了した場合、適切な通知期間中に得られたであろう賃金を従業員に支払わなければなりません。従業員が適切な通知を行わなかった場合の影響については、法律では言及されていません。おそらく、雇用主は被った損害の補償を求める訴訟を起こすことができます。

次のような場合、両当事者は通知義務を負う必要はありません。

- 従業員が試用期間中である場合、またはインターンである場合
- いずれかの当事者による重大な違法行為があった場合
- 契約上の義務の履行を不可能にする天災地変が生じた場合

外国人従業員

すべての種類の従業員は、現地従業員と同様の保護と必須の給付を受けることができます。

雇用主は、出入国管理および労働に関する書類を現地に保管する義務があり、労働調査のためにすぐに利用できるようにしておきます。

外国人労働者の検査では、外国人労働者合同検査官は、企業に対して以下のような書類の原本の開示を求めることができます。

- 従業員の最初の申告書
 - 従業員の出入りの全申告書
 - 外国人従業員枠の承認書
 - 国土交通省が発行する外国人従業員の雇用契約書の証明書
 - パスポート（写真2枚、縦4cm×横6cm）
 - ビザおよびその最新の延長証明
 - 国土交通省が発行する労働許可証
- 従って、雇用主は雇用期間中、前述の書類の原本を保管しなければなりません。

外国人を雇用する（または雇用しようとする）企業は、国土交通省のオンラインシステムで外国人雇用枠を申請する必要があります。外国人雇用枠では、外国人従業員と現地従業員の合計で、雇用主の現地従業員数の10%を超えない範囲で、次のような定員が設けられています。

- 熟練労働者[6%]
- 事務職[3%]
- 非熟練労働者[1%]

国土交通省は、オンラインシステムを通じて、10%の外国人労働者枠を非常に厳格に遵守しています。しかし、国土交通省は省令No.277を発行し、企業のオーナーや経営者が、例えば、職場、仕事、勤務シフトにおいて、カンボジア人従業員を採用できない場合など、特別な状況下で10%の上限を超えて外国人労働者の追加雇用を要請する書類を国土交通省に提出できるようにしました。

省令No.277では、国土交通省がこのような要請を認めなければならないと規定していないため、要請を認めるか否かは国土交通省の裁量に委ねられています。

カンボジアで働こうとする外国人は、EBビザを取得する必要があります。EBビザは海外のカンボジア大使館・領事館で事前に申請するか、カンボジアに到着してから申請することができます。ただし、国籍によっては到着時のビザ取得が拒否される場合がありますのでご注意ください。EBビザを取得しカンボジアに入国した後、外国人労働者はEBビザに延長する必要があります。最初のEBビザはカンボジア到着後30日間有効であり、6ヶ月から1年のEBビザに延長することができます。

カンボジアで就労したりビジネスをしたりする外国人は、労働許可証の保有が必要です。外国人は国土交通省のオンラインシステムを通じて1年間のみ有効な労働許可証を申請することができます。労働許可証はいつ国土交通省から発行されたとしても、その年の12月31日に失効します。外国人が翌年も引き続き働く場合、雇用主は翌年3月31日までに労働許可証の更新を申請しなければなりません。

雇用主は、外国人労働者が入社した場合、労働者移動申告書により国土交通省に登録し、退職する場合は、入社日または退職日から15日以内に申告する必要があります。

Sources: BNG Legal. (2014). *Guide to Doing Business in Cambodia*. Retrieved from <http://bnglegal.com/cn/wp-content/uploads/2014/06/BNG-Guide-to-Business-in-Cambodia-2014.pdf>

DFDL. (2021, May 18). *The Employment Law Review: Cambodia*. Retrieved from <https://thelawreviews.co.uk/title/the-employment-law-review/cambodia>

SokSiphana&associates. (2021, March 30). *Pensions Schemes are now implemented in Cambodia*. Retrieved from <https://www.soksiphana.com/resources/alerts/pensions-schemes-are-now-implemented-in-cambodia/>

Wage Indicator Foundation. *National Social Security Fund*. Retrieved from <https://prake.org/labour-law/social-security/national-social-security-fund>



Finance

Taxation



課税

近隣諸国と比較して、カンボジアの税制はより寛大です。しかし、税制上の要件が他の国とは異なっており、投資家は規制を遵守することが重要です。

税務登録

商業省に登録した企業は、次に税務総局[the General Department of Taxation、以下GDT]に登録し、税務識別番号を取得する必要があります。2021年1月1日から施行されている経済産業省が発行した省令No.009は、新しい自己申告制度における小規模、中規模、大規模の納税者の基準を定めており、農業、工業、サービス、商業部門（カンボジア経済の中核部門）がこの規制の主な対象になっています。

さらに、EUがカンボジアに対する武器以外のすべての製品の輸入関税を無税・無枠とする特惠関税

（Everything But Arms、以下EBA）を撤回したことから、カンボジア政府は他の収入を探しています。現時点でカンボジアからEUへの輸出はすべての関税を支払わなければならない、その影響は、30以上の製品カテゴリー、またカンボジアのEUへの輸出額の5分の1に及び、合計金額は11億ドルになります。

納税者は、年間の売上高または資産価値によって評価されます。この場合の売上高とは、納税者の事業活動である商品やサービスを提供するためのコストを指します。そして、納税者は、小規模、中規模、大規模に分類されます。

小規模納税者

- 農業、サービス業、商業部門の年間売上高が 2億5000万リエル（6万2500米ドル）から10億リエル（25万米ドル）
- 工業部門は、年間売上高が2億5000万リエル（6万2500米ドル）から16億リエル（40万米ドル）

- 連続した暦月での売上高が6,000万リエル（15,000米ドル）を超えている、または超える見込みがあること
- 商品やサービスの提供のための入札や見積りに参加している

中規模納税者

- 農業部門の納税者は、年間売上高が10億リエル（25万米ドル）から40億リエル（100万米ドル）
- サービス業・商業部門の納税者は、年間売上高が10億リエル（25万米ドル）から60億リエル（150万米ドル）
- 工業部門における年間売上高は16億リエル（40万米ドル）から80億リエル（200万米ドル）

中規模納税者には以下を含む：

- 法人として、または駐在員事務所として設立された企業
- 国および地方の政府機関、協会、非政府組織、またはこれらの機関の下にあるプロジェクト
- 外国大使館、領事館、国際機関、他国の技術協力機関

大規模納税者

- 農業部門の納税者の場合、年間売上高が40億リエル（25万米ドル）以上
- サービス業および商業部門の納税者は、年間売上高60億リエル（150万米ドル）以上
- 工業部門における年間売上高は80億リエル（200万米ドル）以上

事業登録税率は以下のように決定されます。

- 小規模納税者：40万リエル [200米ドル]
- 中規模納税者：120万リエル [300米ドル]
- 大規模納税者：
 - 年間売上高20億リエル [50万米ドル] 以上 100億リエル [250万米ドル] 未満：300万リエル [750米ドル]
 - 年間売上高が100億リエル [250万米ドル]以上：500万リエル [1,250米ドル]

事業所得税

カンボジアで登記されている法人に課される年次の主な税金は、所得に対する税金（Tax On Income、以下TOI）です。TOIの税率は事業活動に応じて0%から30%の範囲で設定されています。標準税率は20%です。

TOIはキャピタルゲインや不労所得（利息、家賃、ロイヤリティ収入など）を含むすべての所得源から得られる課税所得と、その年の控除対象費用との差額で計算されます。

通常の20%の法人税率と異なり、石油・ガス会社や特定の農業・資源会社は30%、物に対する（損害）保険会社は5%、生命保険会社は20%の税率で課税されます。QIPは、カンボジア開発評議会の承認により、免税期間中は0%の税率を享受することができます。

ミニマム税

ミニマム税（Minimum Tax、以下MT）は、TOIとは別個の税金であり、年間売上高の1%が課税されます。

納税者が損失状態にある場合、またはTOI支払額がMT支払額より少ない場合に、毎年のTOIの支払い時期と同じ時期に支払われます。

MTの免除は、適切な会計記録を保持している企業のみ適用できます。

従って、会計記録が不適切であると判断される基準は以下の通りです。

- ・適切な状態で会計記録が保存されていない
- ・売上インボイスを発行していない
- ・重大な過失がある
- ・租税回避を行っている
- ・年間売上高が40億リエルを超えており、独立監査人による監査報告書がない

繰越欠損金

損失は、以下の条件を満たすなら、最長5年間、将来の課税所得と相殺することが可能です。

- ・損失はTOI申告書に記録され、期限内にGDTに提出されなければならない
- ・いずれの課税年度においてもGDT から一方的な課税を受けていない

管理

課税年度

すべての登録企業の既定課税年度は、1月1日から12月31日までの暦年です。しかし、51%が外国資本の登録企業は、暦年とは異なる課税年度を申請することができます。

税金の申告と納付

納税者は、月次および年次で申告と納税を行う必要があります。毎月の申告は電子申告システムにより行い、翌月の25日までに税金を納めることになっています。毎年のTOI確定申告は、会計年度または暦年の末日から3ヶ月以内に行い、税金を納める必要があります。

TOIの前払額が年間TOIを上回る場合、その差額が前払法人税または繰越税額控除となります。

税務調査

GDTは、納税者の最初の申告から10年以内に納税者の活動に対する調査を実施することができ、納税者が法律（Law on Taxation、以下LOT）および税務規則を遵守していない場合には、納税額を再評価することができます。調査には4つの形態があります。

・机上調査

調査官が依頼文書の正確性を確認し、相互照合します。

・限定調査

調査範囲をより拡大したものです。通常、給与税や源泉徴収を調査します。調査官は、納税者の事業所への立ち入り調査をすることができます。

・包括調査

これは最終的で包括的な調査です。これまでの机上調査や限定調査を無効にすることができます。大規模納税者に対してより頻繁に実施されたり、会社の解散時に行われたりします。

・特別監査

GDTの裁量により、VAT調査に特化したものです。

税額の再評価の進行中に、納税者は十分な証拠書類を添付した上で、特定の期間（通常30日）以内に異議申立を行うことができます。

罰則

LOTおよびその規則に違反した場合、税務上のペナルティが課されます。罰則のレベルは違反の内容によって異なり、以下のように決定されます。

・10%未満の過少納付、または納税者が申告書を提出しなかったり、期限までに税金を納めなかったりした場合、納税者に過失があるとみなされ、10%となります。

・10%以上の過少納付、または税務当局から催促状を受け取った後15日以内に税金を納付しなかった場合、納税者が重大な過失があるとみなされ、25%となります。

・納税者が一方的に税金の査定を受けた場合、ペナルティの金額は未納税額の40%となります。

さらに、税金の支払いや申告書の提出が遅れた場合、1件につき200万KHR（500米ドル）の罰金と月利1.5%の利息が課されます。

源泉徴収税

源泉徴収税（Withholding tax、以下WHT）は、受取人の所得に対して課され、支払者が源泉徴収しGDTに納付する義務を負うものです。WHTが課されるのは、費用が支払われた時、または支払者の会計記録に記録された時（つまり、発生主義）です。WHTの支払い及び申告書の提出は翌月の20日までです。WHT制度は、居住者納税者と非居住者納税者に分かれます。

居住者への支払い

・サービス

5万リエル未満の場合を除き、WHTは役務提供に対する所得に対して15%課されます。

役務提供の例としては、手数料や仲介手数料、輸送、修理、建設管理、コンサルティング、科学技術や芸術などが挙げられます。

・ロイヤリティ

無形資産や鉱物の持分に対するロイヤリティには、15%のWHTが適用されます。

無形資産に対するロイヤリティは、以下のものを指します。

- 著作権、特許権、商標権、模型、デザイン、図面、その他の権利
- 産業、商業、科学技術の分野における知識または経験に関するノウハウ、スキル、情報
- 知識または情報に関する権利の譲渡
- 権利の利用に関するコンサルティングその他の役務

・賃貸

動産（工業用、商業用、科学技術用機器など）および不動産（土地、家屋、その他の建築物など）の賃貸による所得には、10%のWHTが課されます。

MEFが管理する不動産登記簿に国有財産として記録されている動産および不動産の賃貸については、MEFがその賃貸料が国家予算への歳入であることを証明した場合に限り、WHTが免除されます。

・利子

国内銀行や貯蓄金融機関以外の利子には15%のWHTが課されます。国内銀行や貯蓄金融機関の定期預金利息には6%、普通預金利息には4%のWHTが課されます。

マネージメント、コンサルティング、その他同様のサービスに対する自己申告納税者への支払い、またシユリンクソフトウェア、サイトライセンス、ダウンロード可能なソフトウェア、コンピュータハードウェアに同封されたソフトウェアの購入に対する自己申告納税者への支払いについては、WHTがすべて免除されます。

非居住者への支払い

非居住者への支払いはすべて14%のWHTが課されます。

付加価値税

カンボジアのVATの標準税率は10%です。ただし、以下のような輸出向けの特定の商品・サービスを供給する産業に対しては、それらを支援するために0%VAT税率が適用されます。

- ・輸出業者に供給する裾野産業またはその下請け業者（例：衣料品や履物産業）
- ・国際輸送サービス業者（例：国際港や国際空港、カンボジア領土への最初の入り口）
- ・米の輸出業者に供給する請負業者による水稲、精米、精米製造サービス

あらゆる種類の肥料、種子、動物用医薬品、動物の餌、繁殖種、農業用機器、QIPを含む特定の農産物のサプライヤーも、VAT0%の適用を受けることができます。

いくつかの商品とサービスはVATが免除されています。

- ・公共郵便サービス
- ・医療、歯科に関連した物品およびサービス
- ・国営の公共交通サービス
- ・保険サービス：預金、クレジットおよびローン取引、新規株式公開、株式取引、為替取引、金取引から利益を得る主要な金融サービス
- ・教育サービス
- ・MEFに認可された非営利活動
- ・未加工農産品
- ・水道および電気の供給
- ・固形および液体の廃棄物収集サービス

VAT登録企業は、インプットVATをアウトプットVATと相殺することができます。ただし、以下のインプットVATは除きます。

- ・交際費（食品、飲料、タバコ、宿泊、またはあらゆる種類のもてなし）、娯楽費、レクリエーション費（課税対象者が大衆娯楽、個人娯楽またはレクリエーションの提供者として事業を行っている場合を除く）

- ・課税対象者が自動車の売買または賃借の事業を行っている場合を除き、自動車（10人以下の人の輸送のためにのみ設計されている）の購入または輸入。

- ・課税対象者がその石油製品の供給者として事業を行っている場合を除き、特定の石油製品（レギュラーガソリン、スーパーガソリン、エンジンオイル）の購入または輸入。

納税者は毎月VATを申告し、翌月20日までに納付しなければなりません。

給与税

給与税（Tax on Salary、以下TOS）は、カンボジアでの雇用活動のために個人に支払われる給与に対して毎月課されます。居住者はカンボジア国内および国外からの給与に対してTOSを支払う義務がありますが、非居住者はカンボジア国内から受け取った給与に対してのみ、一律20%の税率で課税されます。

税法上、カンボジアに主たる居住地を持つ個人、または当課税年度で終了する12ヶ月間に182日以上滞在している個人は、カンボジアの居住者であるとみなされます。

居住者は、給与に対して以下の税率で課税されます。

- ・130万リエル以下（0～325米ドル）：0%
- ・130万超 200万リエル以下（326～500米ドル）：5%。

- ・200万リエル超 850万リエル以下（501～2,125米ドル）：10%

- ・850万リエル超 1,250万リエル以下（2,126～3,125米ドル）：15%

- ・1,250万リエル超（3,125米ドル超）：20%

以下に挙げる特定の所得についてはTOSが免除されます。

- ・仕事上の経費精算
- ・労働法に基づく解雇に対する限定的な補償金
- ・労働法に基づき支給される報酬、および出張のための限定的な定額手当
- ・年功序列型報酬

従業員に債務がありますが、毎月の源泉徴収と納付の義務は雇用者にあります。雇用主は翌月の15日までに税金を申告し、納付しなければなりません。

フリンジベネフィット

フリンジベネフィットとは、給与、賞与、残業代以外に労働の過程で受け取る経済的利益のことです。毎月、雇用主は従業員に支給するフリンジベネフィットの20%を源泉徴収し、翌月15日までに納付しなければなりません。フリンジベネフィットの価値はすべての税金を含んだ時価となります。

キャピタルゲイン税

カンボジアの税制では、キャピタルゲイン税[capital gains tax、以下CGT]を別に定めていません。株式、不動産（土地、建物）、その他の資産の売却益は、契約価格と市場価格のいずれか高い方の20%の税率でTOIの対象となります。

現在、MEFとGDTが発行した省令No.346では、2020年7月1日から、キャピタルゲイン実現後3ヶ月以内に納税者は申告書を提出し、GDTにCGTを支払うことを義務付けています。しかし、政府はCGTの実施を2021年末まで延期することを決定しています。

移転価格

MEFは省令No.986を発行し、関連者間取引を行うカンボジア企業は、以下から成る新たなコンプライアンス要件に従わなければならないと規制しています。

- ・年次移転価格宣言を事業所得税の年次申告書と一緒に提出する
- ・年次移転価格文書をGDTの要求に応じて提出する

移転価格税制は、関連者間取引が独立企業間取引と整合的であることを確かめるためのものです。

上記の要求に従わない場合、以下のような事態が生じるかもしれません。

- ・譲渡価格調整による追徴課税
- ・LOT 第 133 条に基づき追加税額の 10%から 40%の罰金と、支払い遅延に対する 2%の利子
- ・LOT に規定された課徴金について地方税務当局が企業に対して訴訟を提起する

二重課税防止協定

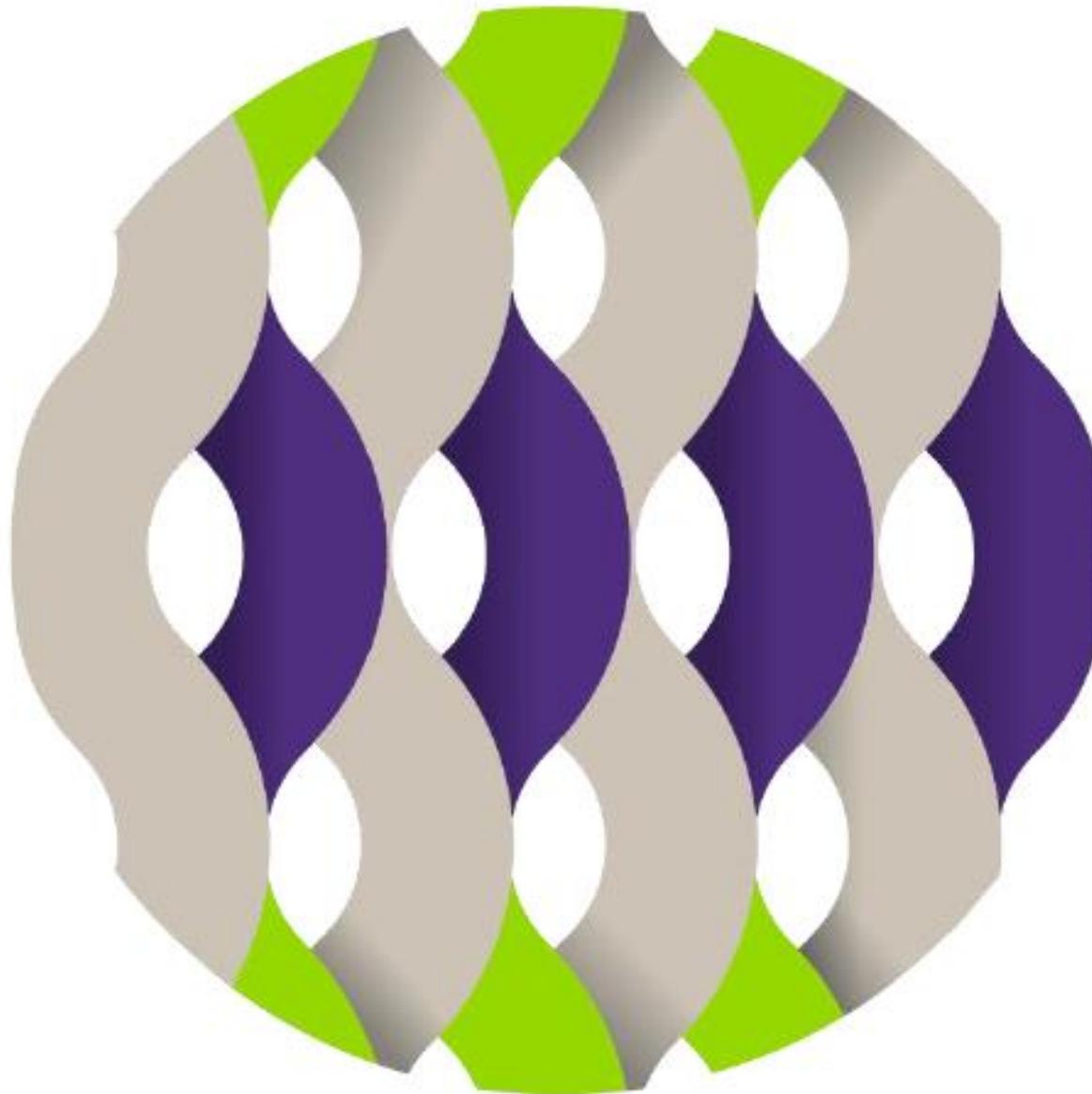
二重課税防止協定（Double tax agreement、以下DTA）は、国境を越えた貿易や投資を増進させ、徴税、情報交換、そして同一所得に対する二重課税の軽減に関する仕組みを改善することを目的としています。

現在、カンボジアは以下の国と既存のDTAを締結しています。

- ・シンガポール[2016年5月20日]
- ・中国[2016年10月13日]
- ・ブルネイ[2017年7月27日]
- ・タイ[2017年9月7日]
- ・インドネシア[2017年10月13日プノンペン、2017年10月23日ジャカルタ]。
- ・香港[2019年6月20日プノンペン、2019年6月26日]。

マレーシアと韓国とは、2019年9月3日[プノンペンで署名]、11月25日[韓国で署名]にそれぞれDTAを締結しています。現在までのところ、これらのDTAはまだ発効していません。

Accounting and auditing



会計・監査

会計・監査基準の導入と継続的な改善、また専門機関の整備により、カンボジアの会計・監査実務は過去数年で飛躍的に改善されました。

会計

会計・監査規制当局（the Accounting and Auditing Regulator、以下ACAR）は、MEFの一部門であり、会計基準の設定など会計について監督する責任を負っています。

ACARは、カンボジア国際財務報告基準(the Cambodian International Financial Reporting Standards、以下CIFRS)として、国際財務報告基準(IFRS)を改正することなく採用しています。また、中小企業向け（Small-and Medium-sized Entities、以下SMEs）IFRSも採用され、中小企業向けカンボジア国際財務報告基準（以下CIFRS for SMEs）として参照されています。

上場企業、銀行、マイクロファイナンス機関、保険会社を含む全ての社会的影響度の高い事業体 [Public Interest Entities、以下PIE]は、CIFRSを適用することが求められています。PIE以外の企業は、中小企業向けCIFRS、または希望によりCIFRSを使用することができます。

カンボジアでは、事業体が以下の4つのカテゴリーに分類されています。

零細（Micro）：従業員10人以下、総資産50,000米ドル以下

小規模（Small）：従業員数11人～50人、総資産50,001米ドル～250,000米ドル

中規模（Medium）：従業員数51～100人、総資産250,001米ドル～500,000米ドル

大規模（Large）：従業員数100人超、総資産500,001米ドル以上

カンボジアの会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わります。

企業は、これに代わる会計年度を採用する許可をMEFに求めることができます。

新しく設立された会社の場合、設立日からその年の12月31日までを最初の会計年度として計算します。

帳簿記録

すべての帳簿、記録、書類は、カンボジアの事業所において10年間保管され、クメール語とカンボジア・リエルで書かれている必要があります。

外国企業と取引をする企業や外国企業の子会社である企業は、クメール語とリエルによる会計記録と共に、他の言語（通常は英語）で会計記録を作成すること、また他の通貨を用いることが可能です。

財務諸表

財務諸表には、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書およびそれらの注記、そして会計方針に関する注記が含まれます。

財務諸表の注記には、以下の事項を記載しなければならない。

- 財務諸表の作成基準に関する情報
- 会計方針に関する記述
- 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書および株主資本等変動計算書に関する補足説明

会計方針は、以下を記述しなければならない。

- 財務諸表の作成に使用された測定基準
- 財務諸表を正しく理解するために必要な特定の会計方針

監査

MEFは省令No.563を発行し、すべての企業や非営利団体（NPO）が以下の条件を満たす場合、独立した外部監査人による財務諸表監査を受けなければならないという指針を示しました。

・PLC、QIP以外の事業体

以下の基準のうち、いずれか2つを満たしている。

- 年間売上高が40億リエル[100万米ドル]を超える
- 総資産が30億リエル[75万米ドル]を超える
- 従業員数が100人超である

・NPO法人

以下の2つの基準を満たしている。

- 年間費用が20億リエル[50万米ドル]を超える
- 従業員数が20名超であること

財務諸表監査はPLCとQIPに義務付けられています。

ACARへの監査済み財務諸表の提出は、会計帳簿の締切日から6ヶ月と15日以内とされています。ACARは、会計監査法（the Law of Accounting and Auditing、以下LOAA）に違反した場合に課される罰則を発表しています。これはLOAAが効果的に実施されるよう、企業、NPO、経理担当者、監査人の責任感を高めることを目的としています。

お問い合わせ先

Phnom Penh Office

20th Floor Canadia Tower, 315 Preah Ang Duong Street
corner Manivong Blvd, Sangkat Wat Phnom, Khan Daun Penh
Phnom Penh, Kingdom of Cambodia

T +855 23 966 520

F +855 23 966 526

W www.grantthornton.com.kh

Ronald C. Almera

CEO & Partner

T +855 23 966 523 or +855 90 981 569

E Ronald.almera@kh.gt.com

Toshihiko TAKAGI

T +601 49 485 710

E toshihiko.takagi@my.gt.com

Daichi MORIMOTO

T +855 81 614 964

E Daichi.Morimoto@kh.gt.com



Grant Thornton

© 2021年ソントン・カンボジア助成。無断転載を禁じます。

「Grant Thornton」とは、Grant Thorntonのメンバー企業がそのクライアントに保証、税務、アドバイザリー・サービスを提供し、状況に応じて1社以上のメンバー企業を指すブランドのことをいう。

Grant Thornton Cambodiaは、Grant Thornton International Limited (GTIL)のメンバー企業である。GTILとメンバー企業は世界的なパートナーシップではない。GTILと各会員企業は、別々の法的主体である。サービスは会員企業によって提供される。

GTILは顧客にサービスを提供していない。

GTILとそのメンバー企業は、互いの代理人ではなく、互いに義務を負わず、互いの作為不作為に対して責任を負わない。

詳しくはwww.grantthornton.com.khをご覧ください